



・受け入れ時期、受け入れ人数、どんな人材を必要としているかなどを弊社と打ち合わせます。打ち合わせを元に、海外送り出し機関に実習希望者の募集を依頼します。

・企業様と弊社で、基本は現地にて試験、面接をおこない採用者を決定します。

・採用が決まった実習生は、現地で4～5ヶ月日本語・日本文化の講習を受けます。企業様と弊社は、受け入れのための申請書類の準備等手続きを進めていきます。

・およそ半年で実習生が入国します。入国後さらに1ヶ月間講習期間を設け、日本語の勉強をします。企業様は実習生の宿舍・生活用品を準備します。

・1ヶ月の講習を終えた後、雇用契約のもと技能実習がはじまります。弊社は月1回の定期訪問と必要に応じて企業様を訪問し、実習がスムーズに進むようフォローします。

・来日から10ヶ月後に技能検定試験があります。合格すれば晴れて2年目の在留資格を得ることができます。

・2号期間以降は、実習生も生活や仕事になれてくるころですので、月1回の定期訪問は2ヶ月に1回程度となります。それ以外にも必要に応じて訪問・面談をします。

・技能実習1号及び2号の3年間に加え、応用段階の実習としての技能実習3号の2年間を合わせると最長で5年間の実習が可能です。

※組合の担当者も同行致します

※入国前に4ヶ月程度日本語を学習します

※入管申請書類等全て組合がサポート致します

※在留資格「技能実習1号イ・ロ」

・講習  
1ヶ月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を受講条件に、監理団体で約1ヶ月間実施（雇用関係なし）

・実習  
実習実施者で実施（雇用関係あり）  
※団体管理型：監理団体による訪問指導・監査

基礎級（実技試験及び学科試験の合格が必須）

●在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習2号・ロ」  
①対象職種  
送出国のニーズあり、公的な技能評価制度が整備されている職種  
②対象者  
所定の技能検定等（基礎級等）の学科試験及び実技試験に合格した者

随時3級（実技試験の合格が必須）

●在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習3号・ロ」  
①対象職種  
技能実習2号移行対象職種と同一  
②対象者  
所定の技能検定等（3級等）の実技試験に合格した者  
③監理団体及び実習実施者  
一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められたもの

随時2級（実技試験の受験が必須）

※研修内容に関わる実技試験と日本語能力試験があります。